

「安全衛生推進者養成講習」開催のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法第12条の2の規定により、中小規模事業場の自主的な安全衛生管理を推進するため、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、業種によって「安全衛生推進者」または「衛生推進者」を選任しなければなりません。

(業種による選任区分は次のとおりです。)

安全衛生推進者： 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

衛生推進者： 上記以外の全ての業種

この「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」には、法令で定める一定の要件を備えた者を選任しなければいけません。資格者の退職、担当業務の変更、資格者不在等により、未選任の事業場も少なからず存在するものと思います。

そのため、当支部では下記により「安全衛生推進者」の選任要件の一つとして認められている**安全衛生推進者養成講習会**を開催することとしましたので、法定要件を具備した安全衛生推進者選任予定者等が不在の事業場は、是非ともこの機会に受講をご検討いただきますようご案内申し上げます。

記

1 日 時 令和元年8月27日(火) 8:50~17:00
令和元年8月28日(水) 8:50~12:00 の2日間
(受付・両日とも8:30~8:50)

2 場 所 鳥取市若葉台南1丁目17 (一社) 鳥取県労働基準協会 2階

3 日 程

	日 時	科 目	講 師
8 月 27 日	8:50~11:00(2時間) (9:50~10:00休憩)	安全管理	労働安全・労働衛生 コンサルタント 米田 明真 氏
	11:00~13:50(2時間) (12:00~12:50休憩)	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	
	13:50~16:00(2時間) (15:00~15:10休憩)	作業環境管理及び作業管理	
	16:00~17:00(1時間)	健康の保持増進対策	

28 日	8:50～ 9:50(1 時間) (9:50～10:00 休憩)	安全衛生教育	労働安全・労働衛生 コンサルタント 米田 明真 氏
	10:00～12:00(2 時間)	安全衛生関係法令	

4 受講料 14,000円
(受講料には、テキスト「安全衛生推進者必携」代金1,300円+消費税を含みます。)

5 申込期限 令和元年8月19日(月)まで

6 申込方法 令和元年8月19日(月)までに、別紙の受講申込書に受講料を添えて当協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)へ申し込み下さい。

郵送又はFAX(0857-52-5061)による申し込みでも受け付けますが、その場合であっても、受講料は令和元年8月19日(月)までに現金書留(必着)か下記の銀行口座に振込みをお願いします。

なお、申し込みが定員90名を超えた場合には、締め切り前でも申し込みを打ち切る場合がありますので、ご留意下さい。

振込先 鳥取銀行鳥取支店(普)口座 No.0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

7 その他

(1)「特別教育等受講者記録」または「特別教育・能力向上教育等受講証」をお持ちの事業場は、受講当日、受付の際にお渡し下さい。又、受講者には、養成講習の終了後に各人あて修了証を交付します。

(2)受講申込み後は、令和元年8月19日(月)までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。当日の欠席についても同様です。ご了承下さい。

(3)受講票、受講受付票などは発行していません。申込まれた受講者は、当協会から特に連絡がない限り、開催当日、直接会場にお越し下さい。

(4)講習会場の近辺には外食店等が少ないので、弁当等を準備されることをお勧めします。

(5)受講される方は右地図の当協会駐車場「P」をご利用ください。当協会駐車場は約30台駐車できます。この駐車場が満車の場合に限って右地図の「P1」、「P2」の駐車場をご利用ください。



安全衛生推進者養成講習受講申込書

(令和元年8月27・28日 開催)

(ふりがな) 氏名	生年月日	備考
()	S H 年 月 日	
()	S H 年 月 日	
()	S H 年 月 日	
()	S H 年 月 日	
()	S H 年 月 日	

受講者数 () 名) 受講料計 () 円)

上記のとおり申し込みます。

令和元年 月 日

郵便番号

所在地

事業場名

印

(TEL)

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)

(申込書に記載された事項は、受講者の把握及び修了証交付の目的以外には使用しません。)